

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市模島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第54号 収納の事務及び徴収の事務の委託……（納税課）…2
- 告示第59号 専決処分予算の公表……………（財務課）…2
- 告示第60号 指定居宅介護支援事業所の事業の廃止
……………（介護保険課）…3
- 告示第61号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…3
- 告示第62号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…3
- 告示第63号 市道路線の認定……………（建設総務課）…3
- 告示第64号 市道路線の区域の決定……………（建設総務課）…4
- 告示第65号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…4
- 告示第66号 市道路線の廃止……………（建設総務課）…4

監 査 委 員

- 公表第8号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………4

公 営 企 業

- 告示第7号 水道検針等業務委託……………4
- 公告第10号 宇治市排水設備指定工事業者の指定……………4

告 示

宇治市告示第54号

収納の事務及び徴収の事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項の規定により、宇治市税の収納の事務、国民健康保険料の徴収の事務、介護保険料の収納の事務、保育料の収納の事務及び公立保育所給食費の収納の事務を、次の私人に委託したので、地方自治法施行令第158条の2第6項において準用する同令第158条第2項、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23第1項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第8条第1項の規定により告示します。

令和3年4月30日

宇治市長 松村 淳子

1 受託者の所在地及び名称

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

地銀ネットワークサービス株式会社

東京都中央区日本橋一丁目1番1号

国分グローサースチェーン株式会社

東京都港区港南一丁目8番27号

株式会社しんきん情報サービス

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セイコーマート

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブンイレブン・ジャパン

東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ファミリーマート

東京都千代田区紀尾井町1番3号

P a y P a y 株式会社

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ポブラ

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ミニストップ株式会社

東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

山崎製パン株式会社

東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソン

東京都品川区西品川一丁目1番1号

L I N E P a y 株式会社

2 委託事務

市税（市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税）の収納

国民健康保険料の徴収

介護保険料の収納

保育料の収納

公立保育所給食費の収納

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

（揭示済）

宇治市告示第59号

専決処分予算の公表について

令和3年4月12日付けで専決処分した予算の要領を、次のとおり告示します。

令和3年5月21日

宇治市長 松村 淳子

令和3年度宇治市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度宇治市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,282,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月12日専決

宇治市長 松村 淳子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16.国 庫 支 出 金		13,080,362	142,500	13,222,862
	2. 国 庫 補 助 金	1,491,429	142,500	1,633,929
歳 入 合 計		64,140,000	142,500	64,282,500

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3.民 生 費		29,857,057	142,500	29,999,557
	2. 児 童 福 祉 費	11,242,417	142,500	11,384,917

歳 出 合 計	64, 140, 000	142, 500	64, 282, 500
---------	--------------	----------	--------------

宇治市告示第60号

指定居宅介護支援事業所の事業の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により次のとおり告示します。

令和3年5月21日

宇治市長 松村 淳子

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26712 00703	居宅介護支援事業所たよになる輪 宇治市五ヶ庄平野12番地15	特定非営利活動法人 生活よろず相談所「 たよになる輪」	令和3年 4月30日	居宅介護支援

宇治市告示第61号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年5月21日から14日間

令和3年5月21日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
京阪宇治駅前線	宇治乙方7番地の1 宇治乙方7番地の13先	前	10.4 ～14.0	24.0	
	宇治乙方7番地の1 宇治乙方7番地の13先	後	10.4 ～16.6	24.0	
宇治12号線	宇治乙方7番地の13（右） 宇治乙方18番地の5（右）	前	4.7 ～10.5	84.0	終点地番「宇治乙方18番地の5（右）」を「宇治乙方101番地の1」に改正。
	宇治乙方7番地の13（右） 宇治乙方101番地の1	後	4.7 ～12.6	84.0	
宇治313号線	宇治乙方18番地の1 宇治乙方101番地の1	前	6.0	15.0	起点地番「宇治乙方18番地の18」を「宇治乙方101番地の1」に改正。
	宇治乙方101番地の1 宇治乙方101番地の1	後	9.0	15.0	
寺山台18号	寺山台三丁目11番地の9（右） 寺山台三丁目6番地の18	前	6.0	43.4	
	寺山台三丁目11番地				

線	の9（右） 寺山台三丁目6番地の18	後	6.5	43.4	
---	-----------------------	---	-----	------	--

宇治市告示第62号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年5月21日から14日間

令和3年5月21日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
京阪宇治駅前線	宇治乙方7番地の1 宇治乙方7番地の13先	令和3年5月21日
宇治12号線	宇治乙方7番地の13（右） 宇治乙方101番地の1	令和3年5月21日
宇治313号線	宇治乙方101番地の1 宇治乙方101番地の1	令和3年5月21日
寺山台18号線	寺山台三丁目11番地の9（右） 寺山台三丁目6番地の18	令和3年5月21日

宇治市告示第63号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年5月21日から14日間

令和3年5月21日

宇治市長 松村 淳子

路線名	起 終 点	重要な経過地
木幡478号線	木幡熊小路4番地の25 木幡熊小路4番地の103	
榎島町223号線	榎島町落合79番地の12 榎島町落合79番地の10	

宇治市告示第64号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年5月21日から14日間

令和3年5月21日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
木幡478号線	木幡熊小路4番地の25 木幡熊小路4番地の103	4.0 ～4.1	44.9	
槇島町223号線	槇島町落合79番地の12 槇島町落合79番地の10	6.0 ～18.0	23.0	

宇治市告示第65号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年5月21日から14日間

令和3年5月21日

宇治市長 松村 淳子

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
木幡478号線	木幡熊小路4番地の25 木幡熊小路4番地の103	令和3年5月21日
槇島町223号線	槇島町落合79番地の12 槇島町落合79番地の10	令和3年5月21日

宇治市告示第66号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和3年5月21日から14日間

令和3年5月21日

宇治市長 松村 淳子

路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	備 考
五ヶ庄10号線	五ヶ庄北ノ庄3番地の3 五ヶ庄北ノ庄8番地の1		全部廃止

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和3年4月28日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり

鳥居 進

- 監査の結果を公表した日
令和3年3月31日（宇治市監査委員公表第7号）
- 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 都市整備部 都市計画課

監査期間 令和3年1月4日～令和3年2月24日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	証明手数料収入状況について 前回定期監査において、窓口で領収した現金の指定金融機関等への入金に遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。	課内会議にて事例報告し、調定事務を行う職員と手数料収入する職員が密に連携するよう指導しました。令和3年3月以降、窓口で領収した現金等は金庫で保管後、翌営業日までに指定金融機関に入金しております。
2	冊子等売却等収入状況について 前回定期監査等において、窓口で領収した現金の指定金融機関等への入金に遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。早急な事務の改善を強く求める。	課内会議にて事例報告し、調定事務を行う職員と手数料収入する職員が密に連携するよう指導しました。令和3年3月以降、窓口で領収した現金等は金庫で保管後、2～3日のうちに指定金融機関に入金しております。

（揭示済）

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第7号

水道検針等業務委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道検針等業務を、次の私人に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

令和3年4月1日

宇治市長 松村 淳子

- 受託者の所在地及び名称
大阪市淀川区西中島6丁目8番8号
第一環境株式会社関西支店
- 委託業務
水道検針等業務
- 委託期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

（揭示済）

宇治市上下水道事業公告第10号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和3年5月21日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定工事業者名
第376号	湧福住設